



新型コロナウイルスの感染被害に  
遭われた方々  
各地の豪雨被害に遭われた方々に  
心よりお見舞い申し上げます



## 今こそ憲法第25条の実現を!

弁護士 加藤 美代  
かとう みよ



新型コロナウイルス感染流行の被害、7月集中豪雨の被害に苦しんでおられる皆様にお見舞い申し上げます。

当事務所も創立以来、初めて営業時間の短縮や在宅勤務などの対策に取り組みました。現在も、相談室へのアクリル板の設置、所内の消毒、所員のマスクの着用などの感染防止策を徹底しています。

さて政府は、5月末に緊急事態宣言を早々に解除しました。その後全国各地で次々と緊急事態宣言時を上回る感染者が報告されているにもかかわらず、感染拡大防止策はきわめて不十分です。それどころか、大切な税金をたくさん使った「Go To キャンペーン」など、感染拡大につながる施策を前倒しで実施しています。

憲法第25条は、1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と国民の生存権を

保障し、その2項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国の責務を明記しています。

ところが、この間政府は医療費抑制を旗印に病院の統廃合を進め、行政改革と称して保健所の統廃合や職員削減を進めてきました。そうした状況下でも、日本の医療は、そこに携わる人々の献身的な努力によって、かろうじて支えられていたことが、コロナ禍のなかで明らかになりました。憲法第25条に定められた責務を、国が果たしていないのです。

政府に、医療、仕事、教育、生活という国民の生存に関わる対策を求めることは、国民の権利です。それに応じない政府はとりかえることも。皆さん、今こそ日本国憲法の実現を求めて一緒に進みましょう。

# 新型コロナを理由に 休職、解雇と言われたら

弁護士 吉川 哲治  
よしかわてつじ



## はじめに

新型コロナは再流行の兆しを見せておりますが、その中でも皆様が心配しておられるのは、自分自身や家族の健康はもちろんのこと、新型コロナのせいで職を失うなどして、生活が脅かされてしまうことではないでしょうか。

そこで、この記事では新型コロナを理由に休職を指示された場合と解雇を通告された場合に絞って対処法を解説します。なお、より詳しく知りたいという方は、日本労働弁護団のホームページをご覧ください。

([http://roudou-bengodan.org/covid\\_19/](http://roudou-bengodan.org/covid_19/))

## 休職を指示された場合

新型コロナの感染拡大防止を理由に会社から休むよう指示された場合でも、労働者は給料を全額支払ってもらうことができます。「働かないのに給料がもらえるの？」と思われるかも知れませんが、働こうとしているのに会社の命令で働かせてもらえないのだから、労働者には給料を支払ってもらえる権利があるのです。そして、労働基準法では『休業手当は給料の60%以上』と定められていますが、これは『最低でも給料の60%は支払わなければならない』というもので、民法では全額支給が原則とされていますから、労働者は会社に対して給料全額を支払うよう求めることができます。

これは、いわゆる緊急事態宣言が出されている場合でも同じです。なぜなら、仕事のために外出することは『不要不急の外出』とはされていないため、宣言が出されていない場合と同様に「会社の命令による休職」に変わりないからです。

また、休職中の労働者に会社が給料を支払った場合、その多くは拡大された雇用調整助成金で賄われるようになっていきますから、会社が倒産する恐れを過度に心配する必要はありません。

なお、7月10日から、会社が休業手当を支給してく

れない場合は、労働者が自ら申請して休業手当に相当する支援金・給付金を受け取れるようになりましたので、こちらも是非ご利用ください。

## 解雇を通告された場合

新型コロナの感染拡大を理由に会社の業績が悪化、もしくは悪化することが予想されるとして、多くの会社が人員整理を行っています。しかし、整理される労働者にしてみればたまったものではありません。

このような解雇はいわゆる整理解雇と呼ばれ、労働者側の理由（怠業や不祥事など）で解雇される場合ではないため、厳格な要件を満たさない限り解雇は有効とはなりません。本当に会社の業績は悪化しているのか、様々な行政の支援を活用すれば人員整理を避けられるのではないか、解雇される労働者の選定は公平で合理的か、きちんとした手続きが守られているか等々を会社に追及していきましょう。また、非正規雇用の方でも、一定の場合には雇い止めに正当な理由が必要とされて、正社員と同じように保護される場合がありますから、簡単に諦めるのは早計です。一度弁護士に相談してみてください。

なお、解雇通告された時に、退職届へのサインを求められることがあります。サインしてしまうと自主退職扱いにされ、争うことが出来なくなったり、失業給付の申請で不利に扱われたりしますので、決してサインしないで下さい。



5月9日愛知県医労連主催「医療・介護労働110番」  
(写真左は電話相談を受ける吉川弁護士)

# 生活保護裁判 —名古屋地裁が不当判決—

弁護士 **金井 英人**  
かない ひでひと



## 生活保護裁判とは

生活保護の生活扶助基準が、2013年8月以降最大10%も引下げられたことについて、引下げは違憲であるとして、国や自治体に対し処分の取消し等を求めて全国29地裁で争っている裁判の愛知訴訟判決が、2020年6月25日言い渡されました。

名古屋地方裁判所民事第9部（角谷昌毅裁判長）が言い渡したその内容は、国の主張を鵜呑みにし、その広い裁量を手放しに認めるような、到底容認できないひどいものでした。

## 判決の不当性

裁判で争われた生活扶助基準の引下げは、参考となる統計のデータの選別や、その計算方法について、本来用いるべきデータや方法を用いず、意図的に、物価が大きく下落

したように見せかける方法を選択した等の重大な問題を抱えるものです。その国の行為の異常性は誰が見ても明らかであり、統計の専門家が証人として出廷し問題点を訴えたにもかかわらず、裁判所は問題点を直視せず、国の行為をまる飲みして認める結果になりました。そして、裁判所は、あまつさえ、それは「自民党の政策として国民感情を踏まえたもの」であるとまで述べました。

## 健康で文化的な生活を守るたたかいを

生活扶助基準は生活保護受給者だけの問題ではなく、この国に住む人々の最低生活水準に関わる問題です。これが下がるということは、社会全体の生活水準のラインが引き下がることも意味します。問題に対する社会の理解を深める努力を怠ることなく、憲法で保障された健康で文化的な生活を守るため、これからもたたかいを続けていきます。

# 犯罪被害者給付金訴訟 —同性パートナーの遺族に対して—

弁護士 **浦野 智文**  
うらの ともふみ



## 犯罪被害給付制度とは

犯罪被害給付制度とは、殺人などの故意の犯罪の被害に遭って亡くなられた方の遺族などに対し、国が給付金を支給する制度です。

## 同性パートナーへの不支給

原告は、20年以上も一緒に生活した同性のパートナー（被害者）が殺害されてしまいました。

この制度で国から給付金の支給を受けられる遺族の範囲として「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）」と規定されています。原告は、被害者にとって、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」であるとして、給付金の支給を申請しました。ところが、これに該当しないとして、不支給とされてしまいました。

## 少数者を守らない不当な判決

原告は不支給の判断を覆すため2018年7月に名古屋地裁に提訴しましたが、2020年6月4日、名古屋地裁民事9部（角谷昌毅裁判長）は、原告の請求を棄却しました。その理由は、「同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていない」というものでした。この判決は、少数者の権利を守るべき立場に立つ司法権が、「社会通念」という多数者から認められていないことを理由に、少数者の権利が保護されないとしている点で、憲法の理念をないがしろにした極めて不当な判断と言わざるを得ません。司法権の役割に真っ向から反するものであり、到底看過できるものではありません。

これからも精一杯、この裁判に取り組んでいく所存です。ご支援のほど、よろしくお願いいたします。

## ◆新入弁護士紹介◆

### 弁護士 水谷 陽子

みづたによろこ



4年半東京で経験を積み、実家・三重県の近くへの思いで7月より当事務所へ移籍しました。

東京ではLGBT支援活動や地域のボランティアグループに参加したり、ご依頼者様の経営するスナックや居酒屋で飲んだり、人との出会いを楽しみました。この愛知での新しい出会いも楽しみです。

どうぞよろしくお願い致します。

## ◆退所のご挨拶◆

### 弁護士 浦野 智文

うらの ともふみ

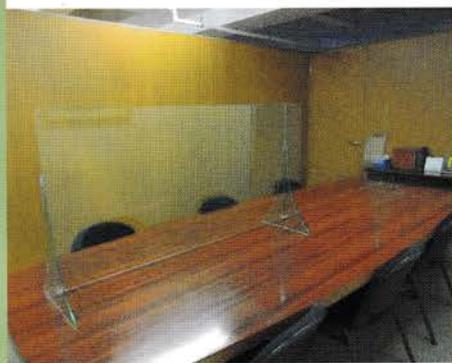


一身上の都合により、2020年6月末日付で、退所致しました。

在所中には、友の会の皆様をはじめ、たくさんの方々にお世話になりました。ここでできたつながりは私の一生の財産です。

7月からは大阪で勤務いたしますが、名古屋法律事務所で得た経験を活かして、精一杯頑張ります。本当にありがとうございました。

## ◆事務所の新型コロナ対策◆



皆様に安心してお越しいただけるよう、受付に消毒液を設置、室内の換気にも気を付けています。

相談室には飛沫感染防止のアクリル板を立て、机などは定期的にアルコール消毒を行っております。

電話相談やWeb相談も受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

(事務局長・徳永真由美)

## 緊急署名にご協力ください



世論の多くは、安倍首相の下での改憲を望んでいません。改憲発議を許さず、改憲国民投票を許さないたたかいが重要です。

あらくさ同封の「安倍9条改憲NO! 改憲発議に反対する緊急署名」にご協力ください。

署名用紙のご送付には、返信用封筒をご利用ください。

## 当面の友の会の活動について

友の会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年の総会及び記念講演、秋のバス旅行を中止いたしました。楽しみにして下さっていた皆様には申し訳ございません。

来年の企画については、最新の状況を踏まえ慎重に検討し、あらくさやホームページでご案内いたします。

## お悔やみ

2月18日ご逝去

友の会副会長 下村伸一郎さん (享年70歳)

日本共産党や民主商工会でご活躍されたのち、友の会幹事として長きにわたって運営を担っていただきました。生前のご厚情に深く感謝するとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

法律相談は、あらかじめお電話またはホームページの予約フォームでご予約ください。

愛知県弁護士会所属 弁護士 松本 篤周 弁護士 加藤 美代 弁護士 兼松 洋子 弁護士 樽井 直樹 弁護士 吉川 哲治  
 名古屋税理士会所属 税理士 酒井 寛 税理士 金井 英人 税理士 中川 亜美 税理士 小宮 千歩 税理士 水谷 陽子  
 名古屋税理士会所属 税理士 西村 匡史 税理士 丸山 良恵 税理士 小鹿 啓子

弁護士法人 名古屋法律事務所 本部事務所/名古屋法律事務所友の会… TEL 052-451-7746 FAX 052-451-7749  
 弁護士法人 名古屋法律事務所 みなと事務所 …………… TEL 052-659-7020 FAX 052-654-7749  
 税理士法人 なごや経理…………… TEL 052-451-7747 FAX 052-451-7748

ホームページ <http://www.nagoyalaw.com> Eメール [info@nagoyalaw.com](mailto:info@nagoyalaw.com)